

令和 7 年 度

入寮のしおり



_____学科 _____学年 名前_____

学寮連絡先一覧

学生課寮務係（平日 8 : 30 ～ 17 : 00）：

☎ 0599-25-8035

✉ gakusei-ryo@toba-cmt.ac.jp

寮務主事室（1号館）（平日 8 : 30 ～ 17 : 00）：

☎ 0599-25-8004

✉ ryoumu-syujishitsu@toba-cmt.ac.jp

A棟当直教員室（低学年男子・女子寮）（平日 17 : 00 ～ 翌朝 8 : 30、土・日・祝祭日は終日）：

☎ 0599-25-8043

B棟当直教員室（高学年男子）（17 : 00 ～ 翌朝 8 : 30）

☎ 0599-25-8046

〒517-0012 三重県鳥羽市池上町 1-3

鳥羽商船高等専門学校 暁寮
寮務主事室・寮務係

目 次

	ページ
1 学寮の概要	1
(1) 学寮の目的	1
(2) 暁寮の建物	1
(3) 在寮できる期間と更新手続きおよび退寮について	1
2 学寮生活の手引き	3
(1) 学寮生活に関わる学校組織について	3
(2) 寮生の組織	3
(3) 暁寮での生活	3
(4) 日課表（男子寮・女子寮）	5
(5) 学寮区域	6
(6) 寮生活地区	7
(7) 病気等の場合	7
3 寮生活にかかる費用	8
(1) 寄宿料（部屋代）	8
(2) 寄宿料以外にかかる費用	8
4 入寮の準備	10
(1) 提出書類	10
(2) 入学式までに準備が必要なもの	10
(3) 荷物の搬入	12
(4) 新入寮生の帰省について	13
※ 資料	
・ 暁寮案内図	
・ 校内配置図	
・ 寮平面図	
・ 暁寮建物名称表	
・ 服装などのきまり	
・ 病院・金融機関等	
・ 入寮直前、手荷物チェック表	

1 学寮の概要

高等専門学校寮は、学生達が学校の指導のもとで共同生活を営む寄宿舎で、「学寮」又は「教育寮」と呼ばれる教育施設です。鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）の学寮は名称を「暁寮（あかつきりょう）」と呼び、校舎と同じ学校敷地内にあります。

（1）学寮の目的

学寮は学びの場です。暁寮の設置目的及び綱領は、学寮規則に、次のように定められています。

第2条 学寮は、鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）の教育目的を達成するために設けられた教育施設であり、入寮する学生（以下「寮生」という。）はこの趣旨をよく理解し、各規則を遵守して規律ある共同生活を通じて人間形成の助長に努めなければならない。

2 寮生の規範として、次の綱領を設ける。

- （1） 規律正しい生活を守り、勉学にはげむこと。
- （2） 率先垂範、責任をもって事を処すること。
- （3） 個人の自由を尊び、他人に迷惑をかけないこと。
- （4） 礼儀正しく、長幼の序をわきまえること。
- （5） 自立の精神を培い、廉恥の心を養うこと。
- （6） 友情を篤くし、お互いに助け合うこと。
- （7） 衛生に留意し、清潔の習慣を身につけること。

（学寮規則より抜粋）

（2）暁寮の建物

暁寮の建物は、鉄筋コンクリート造4階建て2棟（A棟・B棟）及び鉄筋コンクリート造1階建て2棟（浴室、食堂棟）から構成されています。

男子寮の寮室は、基本的に低学年は同学年の2人部屋、高学年になると1人部屋になることもあります。女子寮についても低学年は同学年の2人部屋、高学年になると1人部屋になることもあります。建物の名称や位置等の詳細については、「(5) 学寮区域」をご覧ください。

（3）在寮できる期間と更新手続きおよび退寮について

① 在寮できる期間と更新手続き

在寮できる期間は1年です。次年度も引き続き在寮を希望する場合は、年度末に「在寮継続願」を提出し、許可を受けなければなりません。

また、退寮した学生の再入寮は認めていません。ただし、長期乗船実習等のため一旦退寮した後に再度入寮する場合には、「再入寮願」を提出し、許可を受けなければなりません。

在寮継続や再入寮を希望した寮生については、学寮の定員数、通学距離、通学時間、家庭の事情に加え、学寮における生活態度だけでなく、感染症への対策取り組み状況を勘案して決定します。

② 学寮規則の遵守と退寮処分

寮生活では、寮生は、学校の規則、寮の規則などに従って、生活をしなければなりません。もし、本校や学寮の規則に違反した場合には、懲戒処分を受け、場合によっては退寮となります。退寮処分については、「学寮規則」や「学寮における退寮の基準」に以下のとおり定められています。

「学寮規則」

第22条 校長は、寮生が次の各号の一に該当する場合は、退寮を命じることができる。

- (1) 学寮の風紀を著しく乱す行為があったとき。
- (2) 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。
- (3) 学則第61条の規定により懲戒処分を受けた者が、退寮基準に相当するとき。
- (4) 第8条に定める寄宿料又は必要経費の納入を、3ヵ月以上怠ったとき。
- (5) その他学寮の管理運営上、著しく支障をきたす行為があったとき。

2 退寮基準等は、別に定める。

(学寮規則より抜粋)

鳥羽商船高等専門学校学則

(懲戒)

第61条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は次の各号の一に該当する者について行うものとする。(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。 3 停学期間は在学期間を含め、修業年限には含めない。ただし、1回の停学期間が1か月未満または、特別に校長が認める場合は、修業年限に含めることができる。

「退寮基準」

次の各項目のいずれかに該当する寮生については、退寮の対象となる。退寮処分の判断は、寮務委員会の審議を経て、最終的に校長が行うものとする。

- (1) 無期停学処分を受けた場合
- (2) いじめ又は暴力行為により懲戒処分を受けた場合
- (3) 異性の学寮区域内への立ち入りや引き入れ行為により懲戒処分を受けた場合
- (4) 火気の使用等により学寮及び寮生の安全をおびやかし、あるいは安全を損なったことによって懲戒処分を受けた場合
- (5) 学寮区域内における飲酒・喫煙行為で懲戒処分を受けた場合
- (6) 入学してから累計して懲戒処分の回数が3回となった場合
- (7) 学寮規則又は寮生心得の逸脱行為により、寮の秩序の維持に悪影響を及ぼすと判断された場合
- (8) 本校が定める、暁寮における感染症への対策方針に協力せず、他の寮生・教職員を危険にさらすと判断された場合

(「学寮における退寮の基準」より抜粋)

2 学寮生活の手引き

(1) 学寮生活に関わる学校組織について

暁寮の運営組織は大きく教員部と事務部の2つに分かれます。暁寮運営（寮務）を担当する教員によって構成されている教員部が「寮務主事室」です。

寮生の事務的な手続きや、暁寮に関する事務的業務は事務部に属する「寮務係」が担当します。

① 寮務主事室と学級担任

寮運営（寮務）を担当する教員によって構成している「寮務主事室」が、暁寮の管理、寮生の生活全般、学習面、厚生補導や寮生会運営の指導・助言等に従事しています。

寮務主事室の総括責任者が「寮務主事」です。寮務主事の補佐として「副寮務主事」、「寮務主事補」がいます。また、寮務主事を助け、寮生の日常生活の相談・助言役として「寮監」が配置されています。

寮生の学校生活全般については「学級担任」が窓口となります。寮生活に関することについても、寮務主事室と学級担任が連携しながら指導・助言を進めていきます。

なお、暁寮の管理運営や寮生の入退寮等についての審議機関として、寮務主事室と教職員の代表からなる「寮務委員会」が設置されています。

② 寮事務室（学生課寮務係）

「寮務係」が、寮生の事務的な手続きや、暁寮に関する事務的業務を担当します。暁寮A棟の正面玄関を入って左手奥に「寮事務室」が置かれ、ここに寮務係の担当者がいます。

寮事務室で取り扱う主な事項は、学生の入寮・退寮の手続に関する事務、各種届出書の受付（欠食届、就寝届、帰省願等）、郵便物・宅配便の授受、病気・怪我の対応等です。

寮事務室は原則として平日の8時30分～17時00分に開いております。A棟平面図を参照してください。

③ 当直者

寮事務室の時間外及び休日には夜間の宿直業務や休日の日直業務にあたる「当直者」が配置されています。当直者は、原則としてA棟、B棟にそれぞれ1人配置されます。

A棟の当直室は、1階の正面玄関から右に入った廊下の左側奥の部屋です。

当直者は、点呼・日課遵守の励行といった指導や、荷物等の取次、来客の応対、緊急時への対応等を担当しております。

ただし、当直者は寮務を専任に担当する教員ではなく、教員が輪番で担当しています。また、外部の委託業者も担当しています。

(2) 寮生の組織

暁寮には学寮における規律ある生活を実践し、学習環境を整え、寮生活を安全、円滑に過ごすため、さらに、寮生の協調性と自主性を育むため、寮生が役割を担う係や組織があります。詳しくは、学生便覧の鳥羽商船高等専門学校学寮規則を参照してください。

① 寮生会

寮生会は、寮務主事の指導・助言を受けながら、寮生が自分達の手で運営している、全寮生で構成される組織です。寮生会は、寮長や副寮長で構成される「寮役員」と「専門委員」の委員長らが中心となり運営しています。これらの役員が、寮生活にかかわる様々な仕事を分担しています。また、寮生相互の親睦をはかる行事も主催します。

これらの役員をはじめとする寮生会の活動については暁寮・女子寮寮生会規則に定められています。

② 世話係学生

世話係学生は、主に低学年の寮生が規律正しい生活を送るために助言を行い、相談を受けます。世話係学生は、校長が任命します。世話係学生の活動については、世話係学生心得に定められています。

(3) 暁寮での生活

寮生は、学校や寮の規則を遵守して規律ある共同生活を通じて人間形成の助長に努めなければなりません。また、寮生心得に定める日課表や諸規則に従って規律正しい生活を送り、学校生活、寮生活を充実し、将来の自分の目標を実現するようにしなければなりません。

① 日常の生活

寮生は、決められた日課に従って生活しなければなりません。起床、就寝の時間等は定められています。また、巡検と呼ばれる点呼を決まった時間に受けなければなりません。居室内は、常に整理整頓を行い、貴重品は各自施錠できる場所に保管すること。

② 登校及び授業

- (ア) 病気その他の理由で登校できない場合は、当直教員又は寮事務室へ届けること。自分で届けられないときは、隣室者を通じて届けること。
- (イ) 登校中は、昼食を除いて、理由なく帰寮してはいけない。
- (ウ) 昼休みの時間を利用して学外へ行く場合は、寮事務室へ届けて承認を受けること。

③ 自習時間

- (ア) 定められた自習時間は、静粛にし、学習に専念すること。
- (イ) 将来の目標に向かって、常に努力をすること。そのためにも、自習時間以外にも常に学習に取り組み、学力の向上に努めること。

④ 帰省、特別外出、外泊をする場合

- (ア) 寮生が帰省、特別外出、外泊をする場合は、あらかじめ担任等の許可を得た上で、当直教員等に届け出ること。また、帰省、特別外出、外泊等から帰寮した場合は、直ちに当直教員等に届け出ること。
- (イ) 国家試験受験等の特別な理由で自宅外に宿泊する場合は、あらかじめ担任等の許可を得た上で、当直教員等に届け出ること。
女子寮生が外泊する場合は、あらかじめ保護者の承諾を得ること。また、外泊先で「外泊確認書」をもらい、帰寮する際に提出すること。
- (ウ) 特別外出（寮生が保護者面会・病気通院・その他特別の理由により、授業時間内に掛かる外出、又は1～3年生の寮生が、門限時間を超える外出）をする場合は、あらかじめ担任等の許可を得た上で、寮事務室又は当直教員等に届け出ること。

⑤ 門限・食事について

朝は朝食を食べてから外出が可能となります。

在寮中の食事は、3食とも寮食です。

(ア) 平日

○ 1～3年生の寮生

- ・ 1～3年生の寮生（男子、女子とも）は19時00分の門限までに帰寮すること。

○ 4、5年生の寮生

- ・ 4、5年生の寮生（男子、女子とも）は21時45分の門限までに帰寮すること。

(イ) 休日前、休日

- 男子寮生、女子寮生ともに平日日課に同じ。

(ウ) 帰省等から帰寮する場合

帰省等からの帰寮の場合は、1～5年生の男女の寮生とも、21時45分までに寮に帰ること。

(エ) 感染症など社会情勢により時間が変わる場合があります。

「学生便覧」に掲載されている「寮生心得」をよく読み、
充実した寮生活になるように努めること

(4) 日 課 表 (男子寮・女子寮)

平 日			休 日		
時 刻	1・2・3年	4・5年	時 刻	1・2・3年	4・5年
07:25	起 床		07:25	起 床	
07:30	巡 検		07:30	巡 検	
07:40～ 08:25	朝 食		07:40～ 08:25	朝 食	
08:50～ 12:00	午 前 授 業				
11:50～ 12:50	昼 食		11:50～ 12:50	昼 食	
12:50～ 17:00	午 後 授 業				
17:30～ 18:50	夕 食		17:30～ 18:50	夕 食	
19:00	巡 検 (休日の前日は行 わない)				
20:00～ 21:45	自 習				
21:45	清 掃		21:45	清 掃	
22:00	巡 検		22:00	巡 検	
23:00	消 灯		23:00	消 灯	

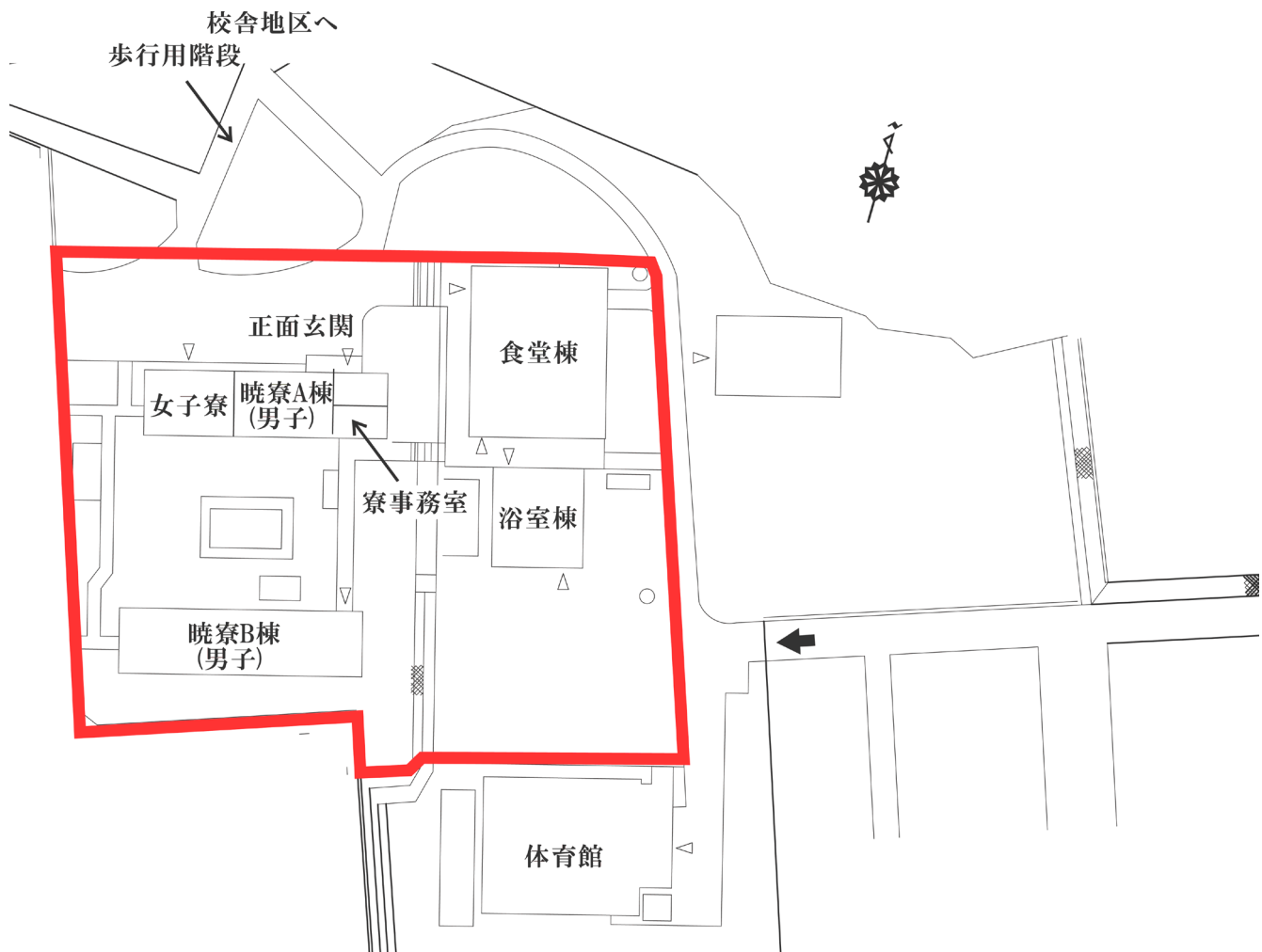
※浴室利用可能時間帯 平日・休日
○門限

17:00 ～ 22:40

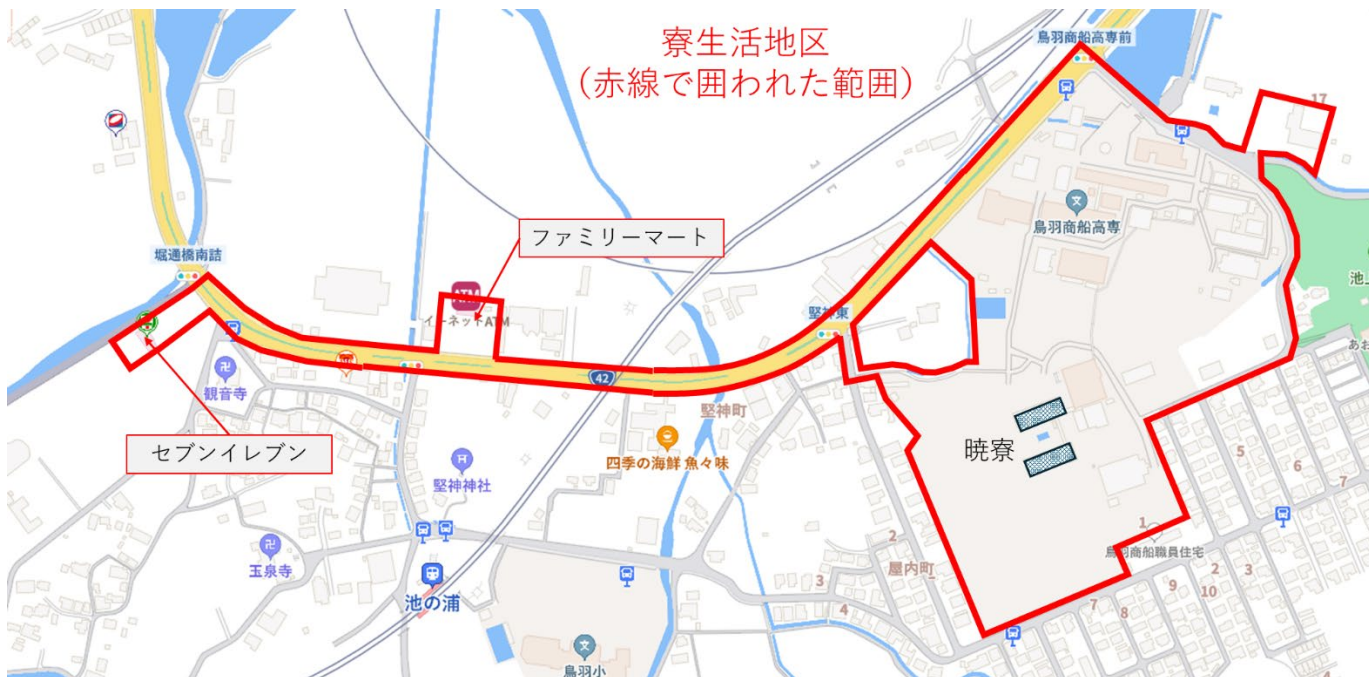
	男子		女子	
	1・2・3年生	4・5年生	1・2・3年生	4・5年生
平日 休日前 休日	19:00 (注1)	21:45	19:00 (注1)	21:45

注1) ただし、寮生活に必要な物品を至急購入する必要がある場合は、
寮生活地区内に限り、19:00の巡検後に21:45まで外出してもよい。

(5) 学寮区域



(6) 寮生活地区



(7) 病気等の場合

①通常の場合

寮生が通院する必要がある場合は、自分で通院することとしておりますが、通院が困難な場合は保健室と連携しながら教職員が病院まで通院を介助することもあります。

病院、薬局での経費は、資料（病院・金融機関等）に記載したように鳥羽市内の病院等は事後支払で対応して頂いておりますが、そうでない場合は、通常は現金支払となります。

なお、通常の通院の場合は、寮生本人から自宅へ連絡することを基本としております。

②緊急の場合

緊急に病院での受診・治療が必要となったときは、教職員または当直者が同行して救急車等での病院への搬送となります。この場合、保護者への連絡は学校からしますが、診察・治療についての保護者の同意や立ち合いが必要になることがあります。そのような場合は、搬送先の病院へ来ていただいたり、医師と直接連絡を取っていただいたりする必要がでてきます。予めご承知ください。

③伝染性疾患の場合

インフルエンザ等の学校において予防すべき感染症として法律で規定された疾病については、寮内での感染予防の観点から自宅の住所に関わらず自宅で療養していただくこととしております。この場合、保護者の方に寮まで迎えに来ていただくこととしておりますので予めご承知ください。

なお、このような疾病はそれぞれの疾病ごとに出席停止期間等が定められています。

帰寮できるのは、この出席停止期間等が完全に過ぎてからとなります。寮生については、出席停止等の期間とその後の帰寮のための移動日をあわせて出席停止の扱いとなります。

今後、感染症疑いの場合では、学校方針のもとで対応させて頂いています。発熱や体調不良などが続く場合などは、一時離寮(費用は本人負担)をお願いしますので、よろしくお願いします。

3 寮生活にかかる費用

学寮に関わる日常経費は月 54,000 円程度です。以下に経費の内訳を挙げます。

(1) 寄宿料（部屋代）

月額 700 円（二人部屋）又は 800 円（一人部屋）です。

これは寮室の使用料です。使用する部屋により月額が異なっています。

※ 寮生活では、原則二人部屋となります。（高学年になると 1 人部屋の場合もあります。）

(2) 寄宿料以外にかかる費用

① 学寮の運営費

学寮の運営に必要な経費は学校で負担する経費と寮生が負担する経費に分かれています。
このうち寮生が負担する経費は次のようになります。

経 費 区 分		使 用 目 的
光熱水費	電気料金	共用部分で使用する照明等の電気使用料金(補食談話室・洗面所・トイレ・浴室・洗濯室等)、寮室の個人負担電気料金
	水道料金	補食談話室・洗面所・トイレ・浴室・洗濯室等の水道使用料金
	燃料費	風呂の給湯に要する重油代
エアコンリース代		寮室のエアコンリース費用等 ※寮生保護者が契約しています。
布団リース代		寮室の布団リース費用 ※ (5 年生は契約者のみ)
塵埃処理費等		寮生のゴミの処理費
人件費		暁寮の環境整備等のための人件費
雑費		トイレトーパー・寮室掃除用品・補食室用食器洗剤等の消耗品購入費用
Wi-Fi 通信費		Wi-Fi 通信に必要なプロバイダ料金・インターネット料金
寮生会費		寮生会主催各種行事に必要な物品等の購入費用

これらの経費について、日割計算は一切できません。

② 食費（給食費）

学寮の食事（給食）は業者に委託しています。食事内容については栄養のバランスを考慮し、より良い学寮給食にするために学校と委託業者が協力し運営しています。

寮生が負担する食費は、1 日 3 食 1,365 円（令和 7 年 3 月 1 日現在）です。食費は食材費、人件費、光熱水費が含まれています。

食費の支払については保護者の方と委託業者との契約になります。手続きをされたゆうちょ銀行口座からの自動引き落としとなります。

手続き方法等については、4 月初旬に給食業務請負業者から資料が送られますので、それに沿って手続きをしてください（業者から送付された自動払込利用申込書に記入して、最寄りのゆうちょ銀行の窓口に提出していただくことになります）。

食事は長期休業中（閉寮）を除き毎日 3 食とることを原則としますが、帰省や特別の理由がある場合は「欠食」が認められております。

また、体調不良の場合は「おかゆ」・「雑炊」・「うどん」等、業者で対応可能な限り食事変更もしております。

食物アレルギーのある寮生には、別途提出していただく「学寮関係調書」に、食物アレルギーについてご記載ください。場合によっては対応できない場合がありますので、ご承知下さい。

事務室へ「欠食届」を提出された場合年度末に清算され、食材費のみ返還されます。

万が一、予期せぬ時期に退寮となった場合については、その理由の如何に関わらず、給食費のうち人件費と光熱水費はその月の末日分まで請求されます。

例) 6月1日の昼食を食べた後、退寮をした場合は、6月1日の朝食、昼食の給食材料費

(190円+295円)及び6月30日までの諸経費(人件費・光熱水費)(585円×30日=17,550円)の合計18,035円が請求されます。

※ただし、食材費の日割りにについても、寮務係及び食堂で受理できた部分からの日割りとなりますので、急に退寮する場合は、食べていなくても1週間程度分は食材費がかかる場合があります。

参考：食費(給食費)の内訳(消費税の変更があった場合は別途変更されます。)

区 分	金 額	内 訳	
		給食材料費	諸経費(人件費+光熱水費)
朝 食	3 5 5 円	1 9 0 円	1 6 5 円
昼 食	5 0 5 円	2 9 5 円	2 1 0 円
夕 食	5 0 5 円	2 9 5 円	2 1 0 円
合 計	1, 3 6 5 円	7 8 0 円	5 8 5 円

4 入寮の準備

(1) 提出書類

3月28日（金）までに提出が必要なもの（入寮確定通知後）

事前に提出が必要な書類は配布した「提出書類一覧」にまとめてありますが、ここでは学寮に関係する分を再掲します。これらの書類は、他の書類と共に **3月28日（金）** までに“**学生課**”へ提出してください。

<学寮関係提出書類一覧>

提出の必要な者	提出書類名等	備考
入寮希望者全員	入 寮 願	3月28日までに学生課
	入寮誓約書	
	寄宿料一括徴収承諾書	
申請等に必要な者	居住証明書発行願	< 補足 > 参照

<補足>

居住証明書発行願（遠隔地被扶養者証の申請に必要な方）

「遠隔地被扶養者証（健康保険証の分冊）」の発行の手续に必要な「居住証明書」を希望される場合は「居住証明書発行願」を提出してください。入学式当日に配布いたします。

(2) 入学式までに準備が必要なもの

①印鑑

印鑑は、各種届出（学内）の提出等の手続きに必要です。

②健康保険証

ケガや病気で診療を受ける時に必要ですので本人用をお持ちください。（本人用が入学後しか発行されない場合は、当面、コピーを御用意ください。）

③生活用品等

夏期および春期休業中には荷物をすべて持ち帰ります。R4年度入学生以降、全寮生リース契約です。

【寮室に備品として用意されている物】

- (1) 勉強机（デスクライト、本棚付）・椅子
- (2) ベッド（大きさは 幅 90 cm×長さ 200 cm 程度、2人部屋は2段ベッドとなります。）
- (3) ロッカー（大きさは 幅約 90 cm×奥行き約 45 cm×高さ約 170 cm 程度）
- (4) カーテン（女子寮はブラインド併設）
- (5) エアコン（リース品）
- (6) 寝具一式（4-5年生のリース未契約学生の部屋にはありません。）
- (7) マットレス

【持ってくる必要がある物】

- (1) 入浴・洗面用品
湯桶、石鹸、シャンプー類、歯ブラシ、コップ、タオル、バスタオル等。
- (2) 洗濯用品
洗剤、洗濯物用カゴ、ハンガー類、洗濯用ネット。洗濯室に洗濯機と乾燥機があります。
- (3) 衣類
制服、作業服、体操服（体育の授業で使用）、下着類等。
※男女とも寮生活中の服装に制限はありません。
登校時の服装は、男女とも1～3年は制服です。
- (4) 靴・鞆
通学用としての靴・リュック等も持参してください。
- (5) 貴重品
現金は小遣い程度にし、不必要な金銭は所持しないようにしてください。
※南京錠：貴重品入れとして使う机の引き出しにつけるためのもので、一辺 3 cm 位もの。

(6) その他

目覚まし時計、ゴミ箱、ゴミ袋（レジ袋等）、雑巾（清掃で使用するので数枚用意してください）
雨傘、マスク、体温計、常備薬、換気用小型扇風機またはサーキュレータ、勉強道具等

【あった方が便利な物】

- (1) 携帯電話（学内に公衆電話はありません）
- (2) 日常生活に必要な物（爪切り、耳かき等の小物類、ヘアドライヤー（大容量でないもの）、小物干し等）
- (3) 食器類
補食室には給湯器、電子レンジ、電磁調理器があります。利用の際には湯飲み・箸等が必要となります。
- (4) 魔法瓶
電気を使用しないもの。
- (5) ヘルメット
自転車を利用する場合

【持ってきてはいけない物】

- (1) 家電製品
テレビ、24 インチより大きいディスプレイ、冷蔵庫、調理家電等発熱する電気製品（電磁調理器、電気ストーブ、電気ファンヒーター、電気ポット、電気ケトル、コーヒーマーカー、ホットプレート、タコ焼き器等）
- (2) 据置型のゲーム機
- (3) デスクトップパソコン
- (4) 大型家具
- (5) 人に危害を加える恐れのある物（ナイフ、モデルガン等）
- (6) 火気を使用する物（ライター、カセットコンロ、お香、花火等）
- (7) その他、火災の原因となる物、他人の迷惑となる物（楽器等）、学業の妨げとなる物

【申請や許可の必要な物】

以下の物は許可制となっています。持ち込む場合は事前に寮事務室で所定の手続きを行ってください。

自転車（事前に賠償責任保険に加入の上、講習会を受講し、利用許可を受ける必要があります）

持ってきてはいけない物で学内活動において必要となる場合には、事前に寮務主事の許可を得てください。（例えば楽器や24 インチ以下のディスプレイなど）

＊ 準備物についての注意事項

最初は最小限の用意にとどめて、その後の寮生活を通して何が必要かを検討されることをお勧めします。

※ 持ち物は少なめにして必ず学科・名前を書いておくようにしてください。特に衣類には必ず明記してください。靴下や下着にも記名しておいてください。

※ 印鑑、保険証（コピー）や手回り品については入学式当日に持参してもらっても結構ですが、大きな荷物については事前に寮に配送、または搬入しておくことをおすすめします。荷物の搬入については次項を参照のこと。

(3) 荷物の搬入

荷物の搬入は、「宅配業者に依頼」するか、「保護者の方が寮入口まで運び、学生が居室に入れる直接搬入」のいずれかとなります。決められた日時に従い準備してください。

また、荷物が入り混じらないよう、それぞれの箱や袋に名前と荷物の数を必ず記入してください。

＊寮生による居室への搬入以外は認めておりません。

月	日	曜日	学校行事	寮行事	新2年生～新5年生	新入寮生
3	27	木			宅配／直接搬入	
	28	金			宅配／直接搬入	
	29	土			宅配／直接搬入	宅配／直接搬入
	30	日			宅配／直接搬入	宅配／直接搬入
	31	月			宅配／直接搬入	宅配／直接搬入
4	1	火			宅配／直接搬入	宅配／直接搬入
	2	水		寮生帰寮、開寮式 S5再入寮式	宅配／直接搬入	
	3	木	始業式、H.R 2～5年特別日課、教科書受領			宅配／直接搬入
	4	金	入学式、身体計測 教科書受領、写真撮影	新入寮生保護者との懇談会 入寮式、新入寮生オリエンテーション①		
	5	土		新入寮生オリエンテーション②		
	6	日				
	7	月	特別日課、通常授業（2～5年生）	新入寮生オリエンテーション③		

① 宅配業者に依頼する場合

1:搬入可能な日時

学年により異なるので、上の表をご確認ください。

時間は、9:00 から 16:00 となります。

2:荷造りの際の注意

ダンボール箱等には必ず学科名・学年・名前を書いておいてください。

搬入した個数が確認できるようすべての荷物に番号を付記してください。(例)1/3、2/3、…

3:発送先

〒517-0012
三重県鳥羽市池上町1-3
鳥羽商船高等専門学校暁寮
学科 学年
「○○○○(名前)」
(TEL) 0599-25-8035

② 直接搬入する場合

直接搬入する場合の「搬入時間」、「搬入の手順」、「荷造りの際の注意」は次の通りです。

1:搬入する日時

学年により異なるので、上の表をご確認ください。

時間は、9:00 から 16:00 となります。

※事前に日時の予定をうかがいます。

2: 搬入の手順

暁寮A棟正面玄関に入って左手奥の「寮事務室」に来てください。
受付簿に氏名と受付時間を記入し、荷物を搬入する寮室番号を確認してください。
その後、案内に従ってください。

3: 荷造りの際の注意

荷物には必ず学科名・学年・名前をはっきりと書いておいてください。
搬入した個数が確認できるよう番号を付記してください。(例) 1/3、2/3、…

③ 指定期間での搬入が困難な方へ

指定の期間での搬入が不可能な方につきましては、事前に寮務係(0599-25-8035)にご相談ください。

(4) 新入寮生(1年)の帰省について

新入寮生(1年)は寮生活に慣れてもらうため、5月の大型連休までは帰省できません。5月の大型連休には、新入寮生(1年)は全員、帰省です。

暁寮案内図

ー荷物搬入にともなう駐車場所ー

○3月28日まで

女子寮生:正面玄関

男子寮生:正面玄関または、浴室棟と体育館の間に駐車

○3月29日以降

1・2年生、女子寮生:正面玄関

3年生以上の男子寮生:浴室棟と体育館の間に駐車

ー受付手順ー

1. A棟ホールで受付をする。

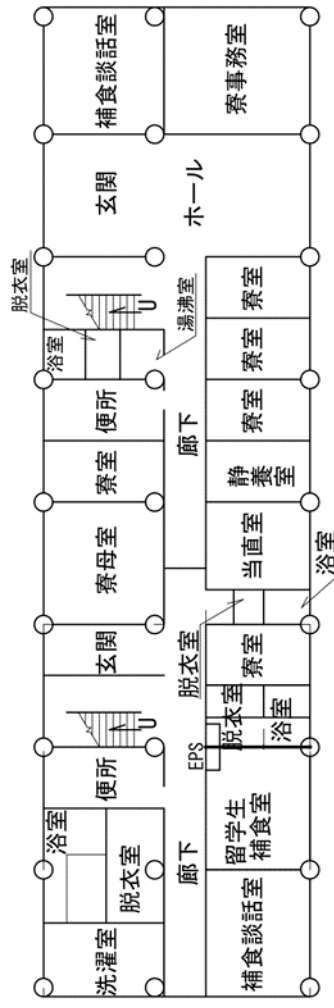
2. 速やかに荷物を搬入する。

3. A棟ホールで搬入完了報告を行う。

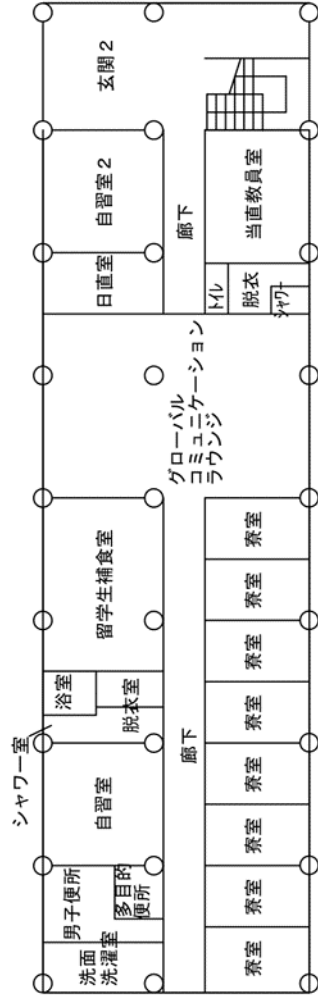


所在地 〒517-0012 三重県鳥羽市池上町1-3

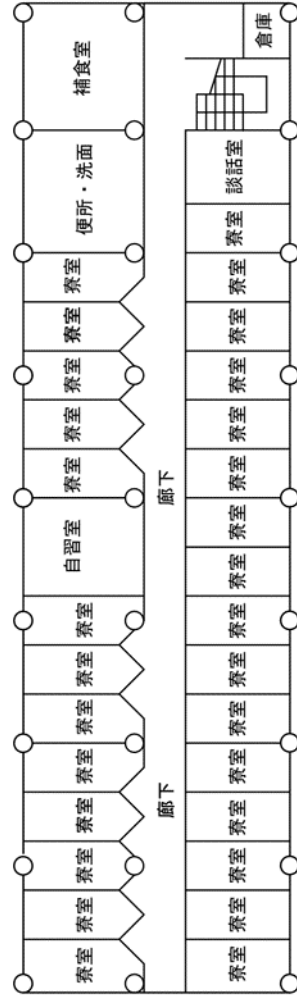
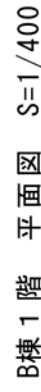
電話番号 0599-25-8035 (FAX兼用)



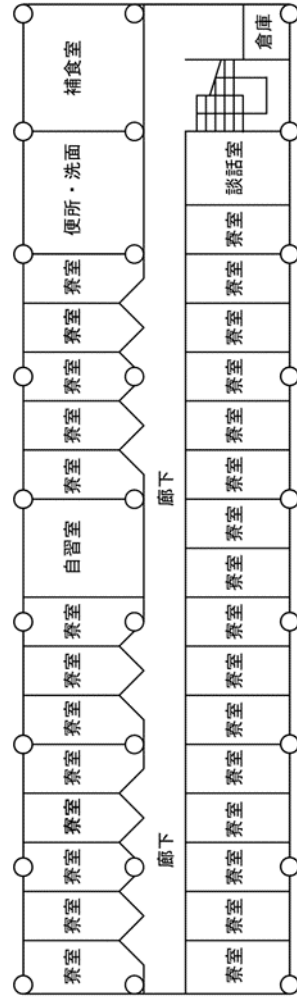
A棟1階平面図 S=1/400



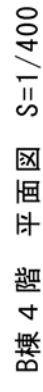
A棟2～4階平面図 S=1/400



B棟2階平面図 S=1/400



B棟3階平面図 S=1/400



< 暁寮建物名称表 >

建 物 名 称	学 寮 名 称	階 数	主 要 室 名
暁 寮 A棟	男 子 寮 (低 学 年)	1 F	補食談話室 静養室 当直教員室 寮事務室
		2 ～ 4 F	寮室 トイレ 洗面所
	女 子 寮 (本 科) (留 学 生)	1 F	補食談話室 当直教員室 (女子) 浴室 洗濯室 トイレ 留学生用浴室・談話室
		2 ～ 4 F	寮室 (洗濯物乾燥室) トイレ 洗面所
暁 寮 B棟	男 子 寮 (高 学 年) (留 学 生)	1 F	当直室 静養室 グローバルラウンジ 留学生用 (寮室 補食室 浴室 トイレ) 自習室
		2 F	寮室 補食談話室 (自習室) トイレ 洗面所
		3 F	寮室 補食談話室 (自習室) トイレ 洗面所
		4 F	寮室 (談話室) 補食談話室 (自習室) トイレ 洗面所
暁 寮 浴 室 ボイラー室	(男 子)	1 F	脱衣場 浴室 洗濯室 ごみ置き場
暁 寮 食 堂	(男 女 共 用)	1 F	食堂

服装などのきまり

1 服 装

- 1～3年生 制服 上着を脱ぐ場合は、夏制服に準ずる。
制服の上に防寒着を着用する場合、華美にならないようにする。
- 4～5年生 学生らしい服装とする。

制服の更衣時期は、以下のとおりとする。

	着 用 期 間
夏 制 服	6月1日～9月30日
冬 制 服	10月1日～5月31日

2 頭 髪

- 1～3年生 染めたり、奇抜な髪型にしたりしない。
- 4～5年生 学生らしさを損なわないようにする。

3 化 粧

- 1～3年生 メイクアップは不可とする。
- 4～5年生 学生らしさを損なわないようにする。

4 アクセサリー

- 1～3年生 つけない。
- 4～5年生 学生らしさを損なわないようにする。

病院・金融機関等

① 鳥羽市内に内科・整形外科・眼科等の病院があります。総合病院は、隣の伊勢市に市立伊勢総合病院（伊勢市楠部町）と伊勢赤十字病院（伊勢市船江1丁目）があります。

一部の医療機関の受診については、事後支払で対応していただいております。

事後支払の場合は、後日、学寮経費と合算して口座振替となります。

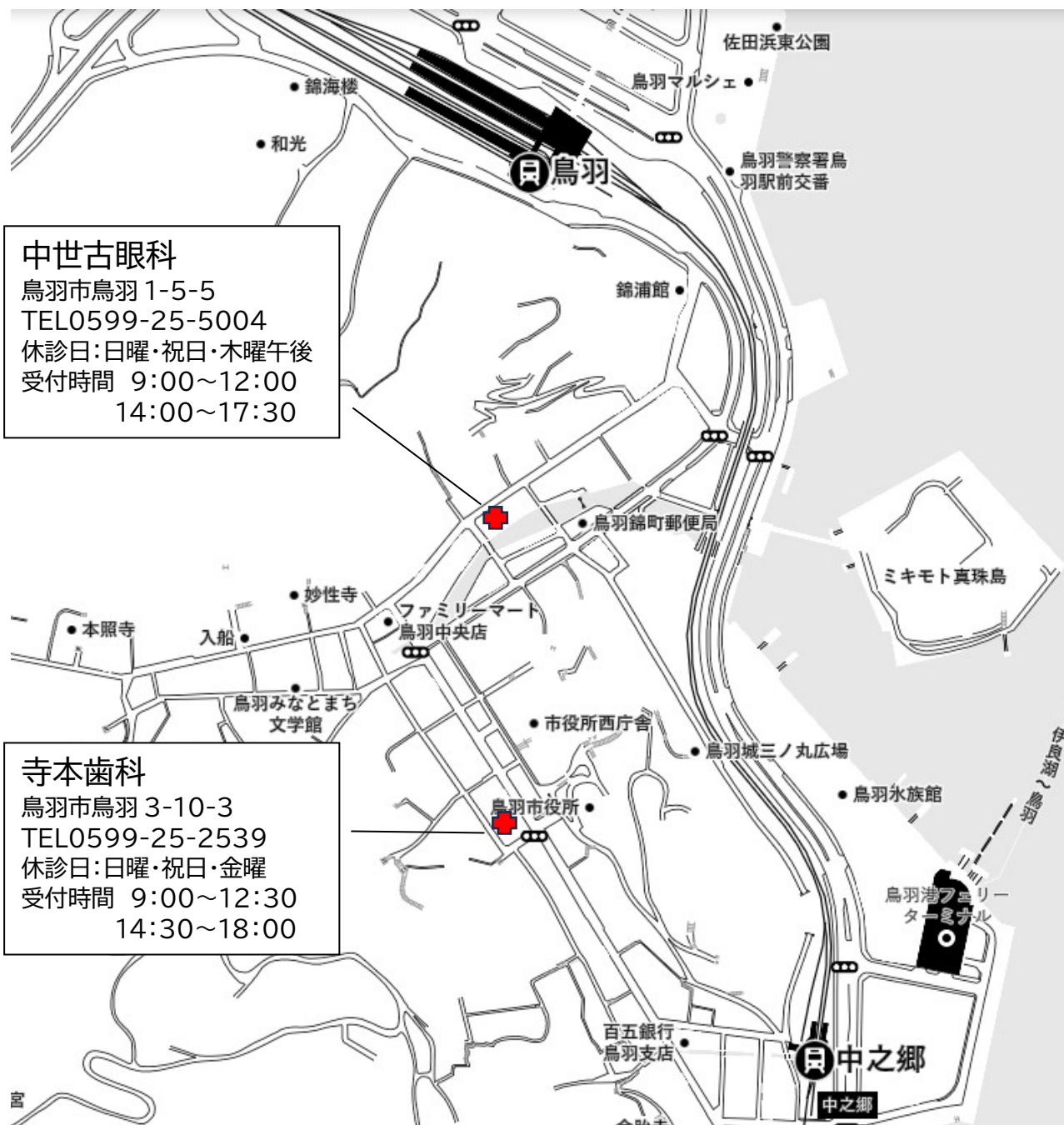
② 金融機関は、最寄りの団地に鳥羽池上簡易郵便局があります。

（平日9：00～16：00に、窓口でキャッシュカードが使用できます。）

学校近くにコンビニエンスストア（ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン）があり、ATMが利用できます。鳥羽市内に地方銀行（百五銀行、三十三銀行）もあります。

③ 買い物は、学校近くのコンビニエンスストア（ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン）が利用できます。鳥羽市内と伊勢市内にショッピングセンター（イオン）があります。

鳥羽市内病院 ①



鳥羽市内病院 ②



鳥羽市内病院 ②・③

○診療受付時間
○休診日
については
診療費が学資金扱いできる
病院一覧表を参照して
ください。

鳥羽市内病院 ③



伊勢市内総合病院



伊勢赤十字病院

伊勢市船江 1-471-2

TEL 0596-28-2171

休診日:土曜・日曜・祝日

受付時間:8:00~12:00

(救急診療に関してはこの
限りにありません)



市立伊勢総合病院

伊勢市楠部町 3038

TEL 0596-23-5111

休診日:土曜・日曜・祝日

受付時間:8:00~11:30

(救急診療に関してはこの
限りにありません)

診療費が学資金扱いできる病院

鳥羽市内・伊勢市内

病院名	診療科	電話番号	FAX番号	所在地	診療時間		休診日
					午 前	午 後	
山崎整形外科・内科	整形外科	0599-26-4131		〒517-0011鳥羽市鳥羽 5-7-1	9:00～12:00	15:00～18:00 土曜のみ14:00～17:00	日曜・祝日・木曜
中世古眼科	眼 科	0599-25-5004	0599-25-7687	〒517-0011鳥羽市鳥羽 1-5-5	9:00～12:00	14:00～17:30	日曜・祝日・木曜・土曜午後
はね小児科医院	小児科 / 皮膚科 呼吸器科	0599-25-1515	0599-25-1516	〒517-0023鳥羽市大明西 4-20-5	9:00～12:00	15:00～18:00	水曜・祝日・日曜午後
中村クリニック	胃腸科/外科/肛門科 内科/リハビリ科	0599-21-0707		〒517-0011鳥羽市鳥羽 4-13-7	9:00～12:00	15:00～18:00 土曜のみ15:00～17:00	日曜・祝日・木曜午後
小林内科クリニック	内科 / 胃腸科 リハビリテーション科	0599-25-0020	0599-21-0222	〒517-0023鳥羽市大明西 1-1	9:00～12:00	15:00～18:00	月曜・祝日・日曜午後
休日応急診療所 (※現金払い)	内科	0599-25-1119		〒517-0022 鳥羽市大明東 2-5(ひだまり左側)	受付時間 ○日曜・祝日 午前9時30分～11時30分 午後1時～4時 ○木曜日・金曜日・土曜日 午後7時30分～9時30分		

※学資金払いで受診する時、診療費学資金払依頼書(薬事務室・当直教員室でもらうこと)・保険証・診察券を忘れずに持参すること。
※はね小児科医院、中村クリニック、小林内科クリニックを学資金払いで受診する時は診療費学資金払依頼書が2枚必要となります。
※緊急、又は時間外には、ね小児科医院を受診する場合は、必ず電話で連絡してから受診してください。

伊勢市内（総合病院）

病院名	診療科	電話番号	FAX番号	所在地	受付時間	
伊勢赤十字病院	総 合	0596-28-2171	0596-28-2965	〒516-0008伊勢市船江1-471-2	8:00～12:00	午後休診 土曜・日曜・祝日
市立伊勢総合病院	総 合	0596-23-5111	0596-27-5777	〒516-0014伊勢市桶部町 3038	8:30～12:00	午後休診 土曜・日曜・祝日

※注意 総合病院では次の場合、保険外併用療養費として7,700円(税込)を徴収されます。①平日紹介状なしで直接受診した場合。②休日・夜間に救急外来で受診し医師が緊急でないと判断した場合。

現金支払いのための一時貸付金制度もあります。

日曜・祝日・夜間に救急傷病の患者が出た場合について → 119番通報し救急車を要請するとともに、当直教員にすぐ連絡する。

救急車を呼ぶ必要がない場合 → 当直教員に相談するとともに三重県救急医療情報センター(059-229-1199)で、受診可能な病院(鳥羽・伊勢地区)を問合せから受診すること。
(受診可能な病院が判れば、病院に行く前に必ず電話連絡をして受診すること)

※判断がつかない場合は当直教員に至急相談すること。

調剤薬局

薬局名	種 類	電話番号	FAX番号	所在地
うえむら薬局	薬 局	0599-21-1193	0599-21-1195	〒517-0011鳥羽市鳥羽4-13-2
村田薬局	薬 局	0599-26-4312	0599-26-4368	〒517-0023鳥羽市大明西 1-1
おかげ薬局伊勢病院前	薬 局	0596-21-5188	0596-21-5187	〒516-0014伊勢市桶部町3039

* 左記の薬局も学資金払いの対象です。

入寮直前、手荷物チェック表

- ☐ すべてのものには「消えないように」、「はっきりと」名前を書きましょう。
- ☐ 持ち物は少なめにし、自分で管理をしてください。
- ☐ 一度にそろえようとせず、必要なものを少しずつ。

購入 等 準備	荷造り	
(ア) 入浴・洗面用品		
☐	☐	湯桶
☐	☐	石鹸
☐	☐	シャンプー
☐	☐	リンス
☐	☐	歯ブラシ
☐	☐	歯磨き粉
☐	☐	洗面用コップ
☐	☐	タオル
☐	☐	バスタオル
(イ) 洗濯用品		
☐	☐	洗剤
☐	☐	洗濯用かご
☐	☐	ハンガー
☐	☐	洗濯ネット
☐	☐	小物干し
☐	☐	洗濯バサミ
(ウ) 衣類		
☐	☐	制服
☐	☐	体操服・ジャージ
☐	☐	作業服
☐	☐	下着類
☐	☐	Tシャツ
☐	☐	靴下
(エ) 靴・靴		
☐	☐	靴
☐	☐	リュックサック
☐	☐	運動靴
☐	☐	スリッパ (女子寮)
(オ) 貴重品		
☐	☐	印鑑・朱肉
☐	☐	健康保険証
☐	☐	南京錠 (約 30mm 角)
☐	☐	現金

購入 等 準備	荷造り	
(カ) 生活用品・その他		
☐	☐	勉強道具一式
☐	☐	サイン (名前) ペン
☐	☐	目覚まし時計
☐	☐	雨傘
☐	☐	雑巾
☐	☐	屑入れ
☐	☐	ゴミ袋
☐	☐	携帯電話
☐	☐	裁縫セット
☐	☐	常備薬 (自己管理)
☐	☐	保温ポット (電気を使用しないもの)
☐	☐	コップ
☐	☐	はし
☐	☐	その他日常用品
(キ) 許可の必要なもの		
☐	☐	楽器
☐	☐	自転車
☐	☐	ディスプレイ (24 インチ以下)

- ・テレビ、冷蔵庫などの大型電化製品
- ・大型家具
- ・人に危害を加える恐れのあるもの
- ・火災の原因となるもの
- ・その他、他人の迷惑となるもの

MEMO

寮生活の指針

1 規律ある共同生活をおくろう

- ① 日課に従った規則正しい生活を送る
- ② 自分のことは自分の手でやりとげる
- ③ 目標を定め、その目標の実現をめざして生活する

2 共同生活のルールを守ろう

- ① 騒音により他人に迷惑をかけない
- ② 公共の施設・設備を大切に扱う
- ③ 他の寮生の居室に出入りしたり、他の寮生の居室で就寝したりしない
- ④ 日直業務、清掃担当等の当番業務は責任をもって果たす
- ⑤ 迷惑をかける行為は絶対にしない

3 必要な手続きの書類は正しく記入して提出し、事前に許可を受けよう

- ① 帰省願、外泊願、特別外出願等を正しく記入して提出し、事前に許可を受ける
- ② 帰寮届、就寝届などは遅れることなく提出する

4 許可の必要なことは、必ず事前に相談し、許可を受けよう

- ① 学校を欠席する帰省や病気等の理由で帰省する場合は、担任の許可を得て、届け出る
- ② 休日等に外泊をする場合はあらかじめ許可をうける。ただし女子寮生の場合は必ず保護者の事前承認を得ておくこと
- ③ 電気製品等の私物の持ち込みをする場合は、事前に相談し、許可を受ける

5 日課に関するルールを守ろう

- ① 巡検は必ず受ける
- ② 門限、外出時間の制限を守る
- ③ 授業に遅れずに登校する
- ④ 登校中、理由もなく帰寮しない
- ⑤ 食堂の利用時間を守る

6 禁止事項は絶対にしない

- ① 飲酒・喫煙行為は絶対にしない
- ② 他の寮生に対するいじめ、暴力は絶対にしない
- ③ 他の寮生を力で支配したり、命令したりすることは絶対にしない
- ④ 学寮の風紀や、共同生活の秩序を著しく乱すことは絶対にしない

7 その他

- ① 居室の鍵等の貸与品は大切に扱う
- ② 居室の整理整頓・清掃をきちんと行い、清潔に暮らす

<「学生便覧」に掲載の「学寮規則」、「寮生心得」をよく読み、生活の指針とすること>